

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年8月29日

【会社名】 株式会社資生堂

【英訳名】 Shiseido Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役 魚谷 雅彦
執行役員社長

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座七丁目5番5号

【電話番号】 03(3572)5111

【事務連絡者氏名】 財務部次長 佐藤 公俊

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目6番2号

【電話番号】 03(6218)5490

【事務連絡者氏名】 財務部次長 佐藤 公俊

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 145,994,650円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 146,071,550円
(注) 1 本募集は平成26年6月25日開催の当社定時株主総会決議及び、平成26年7月31日開催の当社取締役会の決議に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行するものです。
2 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年7月31日付をもって提出した有価証券届出書及び平成26年8月7日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成26年8月28日に「発行数」「発行価額の総額」「発行価格」「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「新規発行による手取金の額」が確定しましたので、これらに関する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものがあります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集事項

1 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	1,077個(新株予約権1個につき100株)(注) (注) 上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とします。
発行価額の総額	金146,041,200円 (注) 平成26年7月25日の時価を基礎として算出された見込額です。
発行価格	<p>発行価格は、以下の算式及び(1)から(10)の基礎数値に基づき、Hull-White型の修正二項モデルにより算出した当社普通株式1株当たりのオプション価格に各募集新株予約権の目的である株式の数に乗じた金額とします。</p> <p>株価ツリーの生成</p> <p>オプションの発行日～満期日の間(T)を、N個の微細な期間($t = T/N$)に分割し、各々の時点i ($0 \leq i < N$)における株価を$S_{i,j}$としたとき、次の時点$i+1$で成立する2つの株価($S_{i+1,j}, S_{i+1,j+1}$)を次の式により求める。</p> $S_{i+1,j+1} = S_{i,j} \cdot u \qquad S_{i+1,j} = S_{i,j} \cdot d$ <p>ここで、u、dは上昇率・下落率で、ボラティリティを σ とすると、</p> $u = e^{\sigma\sqrt{\Delta t}} \qquad d = e^{-\sigma\sqrt{\Delta t}}$ <p>で表される。</p> <p>オプション価値の算定</p> <p>で生成した株価ツリーをもとに、次の式により、$i = N$ 時点から遡り、$i = 0$ 時点の価値f_{00}を求める。</p> <p>$i = N$ の場合</p> $f_{N,j} = \max(S_{N,j} - K, 0)$ <p>$0 \leq i < N - 1$ の場合</p> <p>$i = t$ の場合(権利行使期間中)</p> $S_{i,j} > KM \text{ の場合}$ $f_{i,j} = S_{i,j} - K$ <p>$S_{i,j} < KM$ の場合</p> $f_{i,j} = (1 - \lambda\Delta t)e^{-r\Delta t}[pf_{i+1,j+1} + (1-p)f_{i+1,j}] + \lambda\Delta t \max(S_{i,j} - K, 0)$ <p>$i = t < 0$ の場合(権利確定期間中)</p> $f_{i,j} = (1 - \lambda\Delta t)e^{-r\Delta t}[pf_{i+1,j+1} + (1-p)f_{i+1,j}]$ <p>ここで、p はリスク中立確率と呼ばれ、下記の式で表される。</p> $p = \frac{e^{(r-b)\Delta t} - d}{u - d}$ <p>オプション価値f_{00}を求めるのに必要となるパラメータは次のようになる。</p> <p>(1) オプションの発行日の株価：平成26年8月28日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合には、前日の終値)</p>

	<p>(2) オプションの行使価格(K) : 1円</p> <p>(3) オプション期間(T) : 14.9年(5,451/365日)</p> <p>(4) 権利確定期間() : 2.9年(1,068/365日)</p> <p>(5) ボラティリティ() : オプションの発行日からオプション期間分遡った期間の各週における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した変動率</p> <p>(6) リスクフリーレート(r) : 残存期間がオプション期間に対応する国債の利子率</p> <p>(7) 配当利回り(b) : 1株あたりの配当金(平成26年3月期の配当実績) ÷ オプションの発行日の株価</p> <p>(8) 離職率() : ストック・オプション会計基準および適用指針に基づき0とする</p> <p>(9) 行使倍率(M) : 権利行使価格が1円のため、株価が2円以上であれば行使されるとして設定</p> <p>(10) ステップ数(N) : 十分に収束する値</p> <p>(注) 平成26年8月28日に決定する予定です。</p>
	<省略>

<中略>

(注) 4 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりです。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、引き受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少することがあります。

割当対象者	人数	新株予約権の発行数
当社の社外取締役を除く取締役および当社相談役(第114回定時株主総会の終結の時まで代表取締役会長であった者)	6名	1,077個
合計	6名	1,077個

(訂正後)

発行数	769個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	金145,994,650円
発行価格	1,898.5円
	<省略>

<中略>

(注) 4 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりです。

割当対象者	人数	新株予約権の発行数
当社の社外取締役を除く取締役および当社相談役(第114回定時株主総会の終結の時まで代表取締役会長であった者)	6名	769個
合計	6名	769個

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容になんら制限のない当社における標準となる株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	1 新株予約権の目的となる株式の総数は107,700株とします。 2 新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とします。 ただし、付与株式数は(注)1の定めにより調整されるものとします。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金146,148,900円 (注) 平成26年7月25日の時価を基礎として算出された見込額です。ただし、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。
	<省略>

<後略>

(訂正後)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容になんら制限のない当社における標準となる株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	1 新株予約権の目的となる株式の総数は76,900株とします。 2 新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とします。 ただし、付与株式数は(注)1の定めにより調整されるものとします。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金145,994,650円 (注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。
	<省略>

<後略>

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
146,148,900(注)1、3	600,000(注)2	145,548,900

(注)1 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であり、上記金額は平成26年7月25日の時価を基礎として算出された見込額です。

< 後略 >

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
146,071,550(注)1、3	600,000(注)2	145,471,550

(注)1 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。

< 後略 >